

次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画
の策定及び大阪市障がい者支援計画の
中間見直しについて

福祉局 障がい者施策部

1 次期計画の位置づけ

点字1頁中段

- 現行の第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画が令和2年度に終了するため、次期計画を策定する必要があります。

点字1頁下段

- 障がい者支援計画は平成30～令和5年度の6年間を計画期間としており、策定から3年後の中間見直し。

点字2頁上段

- 本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、障がい者支援計画の中間見直し及び、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を一体的に策定していきます。

計画の名称	根拠法令	概要
点字2頁中段 障がい者支援計画	点字2頁中段 障害者基本法	点字2頁下段 ● 障がい者施策の基本的な方向性を示すもの ● 中長期の計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間は6年間 ⇒ 2018 (H30) ～2023 (R5) 年度
点字3頁上段 第6期障がい福祉計画	点字3頁上段 障害者総合支援法	点字3頁中段 ● 障がい福祉サービス等について、国基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込量とその確保のための方策を定めるもの ● 国基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2021 (R3) ～2023 (R5) 年度
点字3頁下段 第2期障がい児福祉計画	点字3頁下段 児童福祉法	点字4頁上段 ● 障がい児通所支援等について、国基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込量とその確保のための方策を定めるもの ● 国基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2021 (R3) ～2023 (R5) 年度

2 次期計画策定のスケジュール

時期	会議等	検討内容等
4頁下段 5月27日	第1回ワーキング	全体構成 第1部 総論
4頁下段 7月1日	第2回ワーキング	第2部 障がい者支援計画について 意見集約
5頁上段 7月21日	第3回ワーキング	第2部 障がい者支援計画 意見集約にかかる事務局の考え方説明
2020年 (R2) 5頁上段 8月21日	第4回ワーキング	第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
5頁中段 9月4日	第5回ワーキング	全体とりまとめ
5頁中段 9月25日	自立支援協議部会	次期計画（素案）の意見聴取
5頁下段 9月～10月	各専門部会	次期計画（素案）の報告
5頁下段 10月2日	計画策定・推進部会	次期計画（素案）の確認
5頁下段 10月21日（予定）	推進協議会	次期計画（素案）の審議
5頁下段 12月～ 翌年1月頃	パブリック・コメントの実施	
2021年 (R3) 6頁上段 2月頃	各専門部会	パブリック・コメント結果報告 次期計画（案）の確認・意見聴取・報告
6頁中段 3月上旬	推進協議会	パブリック・コメント結果報告 次期計画（案）の審議
6頁中段 3月末	次期計画の公表	

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、第1、2回ワーキング会議については書面開催

3 次期計画策定で考慮すべきこと

点字6頁下段

Point

法改正や条例制定などの状況の変化を次期計画に盛り込みます。

(法改正等)

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月施行）
- 障害者雇用促進法の一部改正（令和元年6月施行）
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年6月施行）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（令和2年6月一部施行）
- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年6月公布）

※主な法改正等を記載しています。

点字8頁上段

Point

国基本指針の見直しを踏まえ、次期計画の成果目標を設定します。

<成果目標>

- 1 施設入所者の地域生活への移行（整理・継続）
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（整理・拡充）
- 3 福祉施設からの一般就労への移行等（整理・拡充）
- 4 地域生活支援拠点等における機能の充実（整理・継続）
- 5 障がい児支援の提供体制の整備（拡充）
- 6 相談支援体制の充実強化等（新規）
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）

※成果目標とは、国基本指針に基づき、国全体で達成すべき目標として設定するものです。

点字9頁中段

Point

2019（R元）年度に実施した大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえ、次期計画を策定します。

4 国基本指針の主な見直し①

項目	主なポイント
<p>点字9頁下段</p> <p>地域における生活の維持及び継続の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進めること。 ・入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保すること。
<p>点字10頁中段</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加すること。 ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進すること。
<p>点字11頁中段</p> <p>福祉施設からの一般就労への移行等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加すること。 ・就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容に合わせて設定すること。
<p>点字12頁下段</p> <p>「地域共生社会」の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。
<p>点字13頁上段</p> <p>発達障がい者等支援の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することが重要であることを盛り込むこと。 ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込むこと。

4 国基本指針の主な見直し②

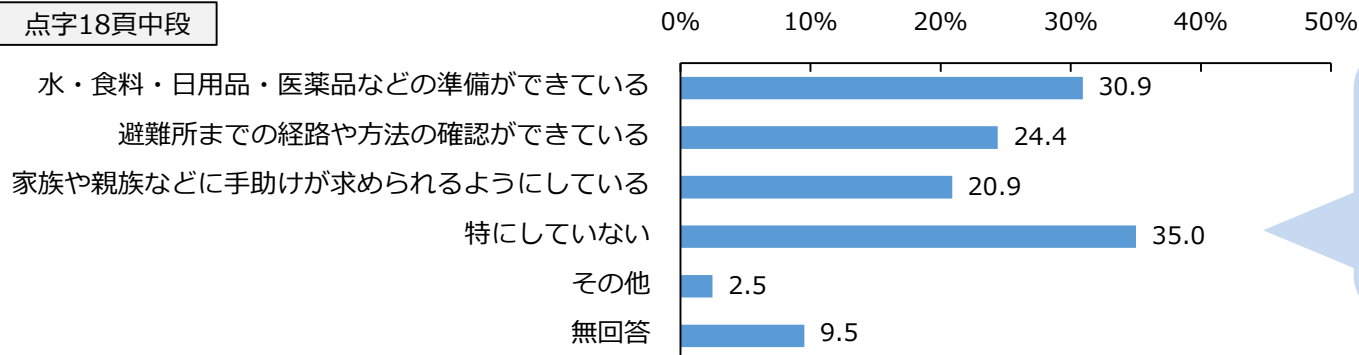
項目	主なポイント
<p>点字14頁上段</p> <p>障がい児通所支援等の地域支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより<u>地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進</u>することが重要であること。 ・ 障がい児入所施設に関して、<u>ケア単位の小規模化の推進</u>及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、<u>入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある</u>こと。 ・ 重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する<u>短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要</u>があること ・ 医療的ケア児を支援する<u>コーディネーターに求められる具体的な役割</u>を示すこと
<p>点字15頁中段</p> <p>相談支援体制の充実・強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制に関して、<u>各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討</u>を行うことが必要であること。
<p>点字16頁上段</p> <p>社会参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、<u>視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する</u>必要があることに。
<p>点字16頁中段</p> <p>障がい福祉サービス等の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要な障がい福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障がい福祉サービス等の質の向上させるための体制を<u>構築することを成果目標に追加する</u>。
<p>点字17頁中段</p> <p>障がい福祉人材の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの<u>積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である</u>ことを盛り込む

5 障がい者等基礎調査から見えてきた状況①

(1) 災害時の対策について

災害時の備え【複数回答】（障がい者本人用調査票）

点字18頁中段

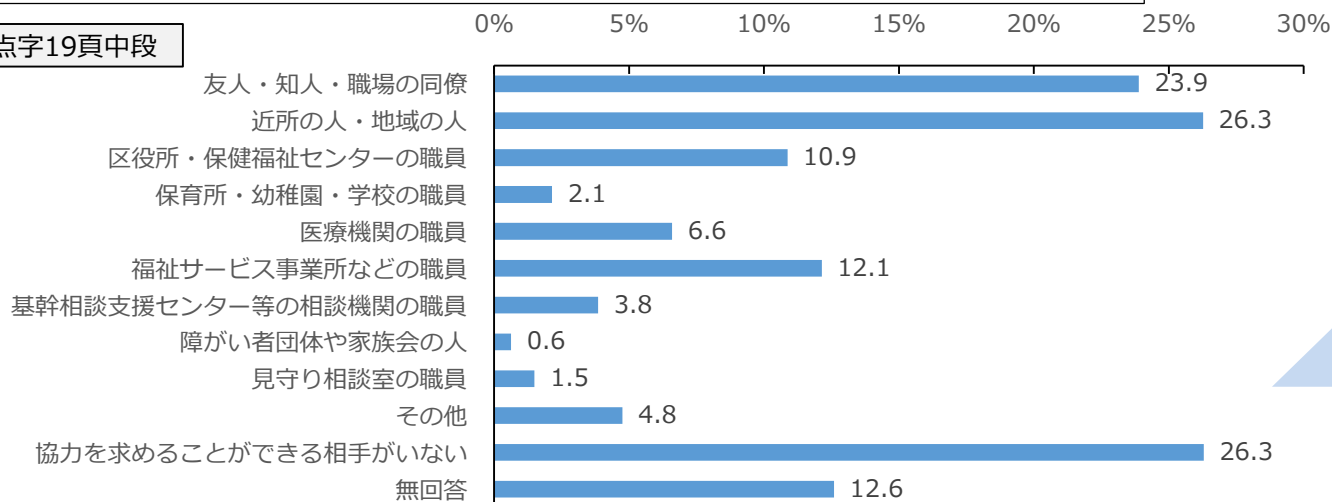


点字18頁下段

「特にしていない」と回答した方が35.0%あり、およそ3人に1人は備えをしていない状況にあり、災害時に備えられる体制の充実が求められています。

障がい者施策全般に臨むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

点字19頁中段



点字20頁下段

「協力を求めることができる相手がない」と回答した方が26.3%と、およそ4人に1人となっており、協力を求める体制の充実が求められています。

点字20頁下段



障がいや障がいのある人に対して、災害時の対策について、啓発活動等体制の充実引き続き取り組みます。

5 障がい者等基礎調査から見えてきた状況②

(2) 親なき後の支援について

点字21頁中段

・障がい者施策全般について望むことへの質問で「親なき後の支援の充実」と回答した方の割合を属性別にみると、本人15.0%、家族29.4%、発達59.5%、難病10.6%、小慢36.7%、医ケア児77.8%という結果となり、特に、医ケア児の8割近くが親なき後について大きな不安を抱えており、支援の充実を望まれています。

点字21頁下段

・また、家族に対して「介助するうえで困っていることや不安」に関する設問では、「いつまで介助できるかが不安」と回答した割合が27.8%であり、およそ3人に1人が介助の不安を抱えています。調査の回答の中では、親なき後の具体的な支援の要望はありませんでしたが、自分がいなくなった後の将来に向けた漠然とした不安を感じている親が多く、住まいの場や介助、生活資金の手当て等、早い時期から安心した暮らしに向けた準備にとりくめるような支援が求められています。”



点字22頁下段



・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、市域の事業者同士が連携して地域生活を面的に支援する体制の整備及び充実に取り組みます。

5 障がい者等基礎調査から見えてきた状況③

(3) 引きこもりがちな人への支援について

点字23頁上段

・日中の活動状況に関する設問では、本人のうち35.9%が「ほとんど外出せずに、家にいることが多い」と回答しており、**およそ3人に1人はどこにも所属せず、自宅で過ごしている**という状況です。

点字23頁中段

・手帳別にみると、身体35.8%、療育11.6%、精神45.1%となり、**精神障がいの人の割合が高い状況**にあります。

点字23頁下段

・家族に対して、障がいのある方の日中活動に関する設問においても、本人とほぼ同数の34.7%が「ほとんど外出せずに、家にいることが多い」と回答しています。・18歳以上のうち、外出せずに家にいると回答した方は14.9%でした。

点字24頁中段

・家にいることが多い理由を尋ねると、「心身状況がよくないため」という理由が本人38.3%、家族37.8%、発達50.0%でした。これ以外の理由としては、「外出先での他者との関わりに不安がある」本人20.9%、家族24.6%、発達50.0%、「出かけるところがない」本人19.7%、家族25.8%、発達33.3%、「外出先での周囲の目が気になる」本人14.9%、発達55.6%、「経済的な問題」本人19.3%、家族12.8%、発達38.9%と回答しています。

点字25頁上段

・必要とする支援や取り組みに関する設問では、本人21.7%、家族26.0%、発達61.1%が「自由で安心して参加できる居場所」を希望しています。「気軽に掛けられる電話窓口や連絡ができるSNSなど」の開設を本人9.3%、家族11.6%、発達55.6%が望んでいます。

点字25頁中段

・なお、**家にいることが多いと回答した方の48.0%は「コンビニ等近所への外出はできる」と回答しており、何らかの支援やきっかけがあれば外出の機会へとつながる可能性がある**と考えられます。”

点字25頁下段



・相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適応するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、外出することが困難な精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取り組みを行います。

5 障がい者等基礎調査から見えてきた状況④

(4) 福祉・介護人材不足への対応について

点字26頁中段

・事業者サービス毎の課題と思われる項目を尋ねたところ、「人材の確保や定着」を課題とした事業者の種別を多い順に挙げると、「居宅訪問型児童発達支援」100.0%、「行動援護」92.6%、「同行援護」84.6%、「介護保険サービス」84.2%、「自立生活援助」83.3%と多く、低い事業者の種別でも、「就労定着支援」51.6%、「就労移行支援」58.3%、「就労継続支援B型」58.3%となっており、**全体的に人材の確保に苦慮している現状があります。**

点字27頁中段

・事業者全体では、「人材確保の状況と負担感」について、「確保できており、負担感はない」と回答した事業者は6.3%に止まっており、「負担感が多少ある」「負担感が大きい」と回答した事業者は合わせると63.2%に上っています。また、「確保できていない」と回答した事業者も28.7%あり、およそ3分の1の事業者がサービス提供に必要な人材を確保できていない現状があります。入所施設では、「確保できていない」が55.0%にも上っています。

点字28頁上段

・サービス利用側である本人への調査では、「サービス事業所や職員が足りないと感じている」割合は、障がい福祉サービスでは6.1%、介護保険サービスでは7.1%という状況で、「障がいのある方を介助できない時など、緊急時はどのようにしていますか」という家族への問いに12.7%が「たのめる相手がいない」と回答しており、**サービスの担い手の不足については、事業者、利用者・家族とも感じている現状にあります。**

点字28頁下段

・**医ケア児**に対して行った現在利用中のサービスについての課題を尋ねたところ、「事業所が足りない・職員が足りない」と回答した割合は、介護サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援）は40.9%、ショートステイ(短期入所)は60.6%となっており、この2つのサービスにおいては、他の項目（入所支援、相談支援サービス、福祉用具給付、医療費助成）と比べ、**専門的知識が必要な分、人材不足が喫緊の課題といえます。**

点字29頁下段



社会経済状況や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の視点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが重要です。福祉・介護人材の確保のため、積極的な周知・広報等の取組を推進します。

5 障がい者等基礎調査から見えてきた状況⑤

(5) 医療的ケア児への支援について

点字30頁上段

・医療的ケアをしている方が感じている負担としては、「睡眠時間がとれないこと」(46.5%)、「趣味など自分自身のことをする時間がとれないこと」(41.7%)、「就労する時間がとれないこと」(39.6%)が多い状況となっており、さまざまな制約のなかで身体的・経済的にも負担になっていることが伺われます。これらの負担を軽減するために必要なこととして、「短期入所ができる医療機関の充実」57.6%、「短期入所ができる障がい児施設等の充実」48.6%、「ホームヘルプサービスなどの公的な介護サービスの充実」37.5%を望むという回答があり、これらの**体制整備が子ども本人や家族の安心した生活のために急務**であるといえます。

点字31頁中段

・福祉サービス事業所等における医療的ケアに関して困っていることや心配なこととして、「福祉サービス事業所等の職員が行うことができる医療的ケアの範囲が限られる」(18.0%)が挙げられており、福祉サービス事業所等に通っていない理由として「通うことによるお子さんの身体への負担が大きく、健康によくないと思うため」(27.3%)に次いで「福祉サービス事業所等の職員が行う医療的ケアに不安があるため」(15.2%)が挙げられ、人材の質的担保も課題としてあげられています。**家族の負担が大きいなか、短期入所に対するニーズに対応できておらず、家族のレスパイトが阻害されている**現状があります。

点字32頁中段

・人的、体制的な課題が多くあるなかで、障がい者施策全般に望むこととしては「親なき後の支援の充実」(77.8%)、「ショートステイサービスの充実」(64.6%)、「災害時などの緊急時の防災対策」(59.0%)が求められており、これらに対して具体的に体制を整備していくことが急務であるといえます。

点字33頁上段

医療的ケアの必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図るための協議の場において、医療的ケアの必要なこどもの支援を総合的に調整するコーディネーターについて、発達段階に応じて求められる役割の整理と人材の確保・養成に努めます。さらに、医療的ケア児や家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。また、障がい福祉サービス事業所に対する医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めます。



6 次期計画（総論）の概要

- 障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、3つの基本方針を引き継いでいきます。

- また、6つの計画推進の基本的な方策に沿って施策を推進していきます。

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

第1章 計画策定の背景

- 1 大阪市のこれまでの取組
- 2 わが国及び世界の動向
- 3 大阪市の今後の方向性

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の基本理念・基本方針
- 5 計画の推進体制
- 6 計画の見直し等

第3章 計画推進の基本的な方策

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージに沿った支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 5 支援の担い手の資質の向上
- 6 調査研究の推進

基本方針

- (1) 個人としての尊重
- (2) 社会参加の機会の確保
- (3) 地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージに沿った支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 5 支援の担い手の資質の向上
- 6 調査研究の推進

- 法律の施行等に伴い、次の文言を追加します。

2018（平成30）年6月には、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

2018（平成30）年5月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2020年 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、「交通バリアフリー基準」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」が改正されました。

2020（令和2）年6月には、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が公布されました。 など

ワーキング会議での議論を踏まえ、次の文言を追加します。

- 新型感染症発生時には、障がいのある人が適切な対応や支援を受けることが困難となる状況も明らかとなっており、その解消を図るために、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

7 障がい者支援計画の概要①

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・広報

- (1) 啓発・広報の推進
- (2) 人権教育・福祉教育の充実

2 情報・コミュニケーション

- (1) わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

- (1) サービス利用の支援
- (2) 相談、情報提供体制の充実
- (3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組
- (4) 虐待防止のための取組

2 生活支援

- (1) 在宅福祉サービス等の充実
- (2) 居住系サービス等の充実
- (3) 日中活動系サービス等の充実
- (4) 障がいのある子どもへの支援の充実

3 スポーツ・文化活動等

- (1) スポーツ・文化活動の振興
- (2) 地域での交流の推進

(新たに盛り込む主なもの)

Point

- 「あいサポート企業（団体）」の企業認定を開始したことにより、「1啓発・広報」に内容を盛り込みます。
- 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」公布にともない、「2情報・コミュニケーション」に電話リレーサービス等の普及等を盛り込みます。

(新たに盛り込む主なもの)

Point

- 国基本指針及び、基礎調査から見えてきた課題より、「障がい福祉人材の確保」について「1権利擁護・相談支援（1）サービス利用の支援」に次の内容を盛り込みます。

➢ 福祉・介護人材の確保のため障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報の取組を推進します。

- 国基本指針において示された、「地域生活支援拠点等の機能充実」及び基礎調査から見えてきた課題より「親なき後の支援」について「1権利擁護・相談支援（2）相談、情報提供体制の充実」に次の内容を盛り込みます。

➢ 「地域生活支援拠点」については、障がいのある人の重度化・高齢化や**家族（支援者）の高齢化**、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。

国基本指針において示された、「発達障がい者支援の一層の充実」及び「障がい児通所支援等の地域体制の整備」、基礎調査から見えてきた課題より「医療的ケア児への支援」について「2生活支援（4）障がいのある子どもへの支援の充実」に次の内容を盛り込みます。

➢ 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等、家族への研修を充実することにより、発達障がいのある子どもとその家族等の支援に努めます。

➢ 障がい児入所施設に入所している児童が、18歳以降も適切な場所で、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。 など

➢ 医療的ケア児や家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。

➢ 障がい福祉サービス事業所に対する医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めます。 など

7 障がい者支援計画の概要②

点字45頁中段

第3章 地域生活への移行

1 施設入所者の地域移行

- (1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり
- (2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
- (3) 地域での受け皿づくり

点字46頁下段

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

- (1) 精神科病院との連携
- (2) 地域活動支援センター（生活支援型等）との連携
- (3) 精神科病院入院者への働きかけ・支援
- (4) 家族への働きかけ
- (5) 地域住民への理解のための啓発
- (6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

点字47頁中段

（新たに盛り込む主なもの）

Point

- ワーキング会議での議論を踏まえ、次の文言追加します。
 - 大阪市内に精神病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう地域特性に応じた支援制度を国にも提言、要望をしていく必要があります。
 - 今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行うとともに支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し障がい福祉サービス事業者等との地域の支援機構とも協働していきます。

点字47頁下段

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 義務教育段階における教育の充実
- (3) 後期中等教育段階における教育の充実
- (4) 生涯学習や相談・支援の充実
- (5) 教職員等の資質の向上

点字48頁下段

2 就業

- (1) 就業の推進
- (2) 就業支援のための施策の展開
- (3) 福祉施設からの一般就労

（新たに盛り込む主なもの）

Point

- ワーキング会議での議論を踏まえ、次の文言追加します。
 - 就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要であることから、2018（平成30）年度に創設された就労定着支援事業の充実が必要です。

7 障がい者支援計画の概要③

点字49頁中段

第5章 住みよい環境づくりのために

1 生活環境

- (1) 生活環境の整備
- (2) 移動円滑化の推進
- (3) 暮らしの場の確保

2 安全・安心

- (1) 防災・防犯対策の充実

点字50頁上段

(新たに盛り込む主なもの)

Point

- ワーキング会議での議論を踏まえ、「2 安全・安心」【現状と課題】及び（1）防災・防犯対策の充実」に次の内容を盛り込みます。

【現状と課題】

点字50頁中段

- 令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大により、障がいのある人が活動を自粛し、生活リズムを崩されたり、事業所でのクラスターの発生によりサービス提供に支障をきたす事態が起こり、障がいのある人が安心・安全に障がい福祉サービスを継続利用できるための体制整備が求められています。

【施策の方向性】

点字51頁上段

- 新型コロナウイルス感染症等、新型コロナウイルス感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、障がい分野での対応窓口を通じ、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

点字51頁中段

- また、起こった問題について意見集約、課題整理を行うため、障がい者施策推進協議会、自立支援部会等において、課題整理を行います。

点字52頁下段

(新たに盛り込む主なもの)

Point

- 基礎調査結果から見てきた課題より「引きこもりがちな人への支援について」の内容を踏まえ、「（4）精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備」に次の内容を盛り込みます。

点字53頁上段

- 相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適應するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、外出の機会が少ない精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取り組みを行います。

点字53頁下段

- 国基本指針において示された「依存症対策の推進」について、「（5）依存症対策の推進」を項目追加し、次の内容を盛り込みます。

点字54頁上段

ア 依存症に対する理解の推進

- ・ アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、依存症である人の支援者に対する研修を実施するとともに、依存症である人の家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。

点字54頁中段

イ 相談支援体制の充実

- ・ 各依存症に対する相談窓口を設置し、依存症である人やその家族等に対する専門相談の充実を図ります。

- ・ 地域における依存症支援体制検討会、依存症関係機関連携会議等を通じ、各関係機関との連携を図り、依存症である人の支援についての協議、検討を進めます。

点字52頁上段

第6章 地域で安心して暮らすために

1 保健・医療

- (1) 総合的な保健、医療施策の充実
- (2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- (3) 療育支援体制の整備
- (4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
- (5) 依存症対策の推進
- (6) 難病患者への支援

8 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要①

- 国基本指針等に基づき、成果目標とサービス見込量を設定します。

成果目標（令和5年度末の目標）

点字55頁中段

1 施設入所者の地域移行

点字55頁中段

① 令和5年度末までの地域移行者数 79人

- 国基本指針に基づき、令和元年度末の施設入所者数（1,306人）の6%（79人）を設定。

点字56頁上段

② 令和5年度末時点の施設入所者数 1,285人

- 国基本指針に基づき、令和元年度末の施設入所者数（1,306人）の1.6%（21人）を削減。

点字56頁中段

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

点字56頁中段

新 ① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
1年平均 316日以上（令和5年度）

- 国基本指針に基づき、目標数値を設定。

点字56頁下段

② 精神病床の長期入院者数（1年以上）1,680人
（令和5年度）

- 大阪府の基本的な考え方に基づき設定。
- 令和元年度1,773人→令和5年度1,680人（93人減少）

点字57頁中段

③ 精神病床における早期退院率（令和5年度）

- 入院後3か月時点 69%以上
- 入院後6か月時点 86%以上
- 入院後1年時点 92%以上

- 国基本指針に基づき目標数値を設定。

点字57頁下段

④ 地域移行支援による地域移行者数 60人

- 第5期計画と同様に各年度20人で3年間60人を設定。
- ※ 大阪市独自の目標設定

8 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要②

点字58頁上段

3 福祉施設からの一般就労

点字58頁中段

① 福祉施設から一般就労への移行者数 1,168人
(令和5年度)

- ・ 国基本的な考え方に基づき、令和元年度の一般就労への移行実績（826人）の1.27倍（1,050人）+就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設からの一般就労者数の実績（118人）で設定。

点字58頁下段

② 就労移行支援からの一般就労への移行者者数 663人
(令和5年度)

- ・ 大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍で設定。

点字59頁中段

③ 就労継続支援A型事業所からの一般就労への移行者数 201人
(令和5年度)

- ・ 大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍で設定。

点字59頁下段

④ 就労継続支援A型事業所からの一般就労への移行者数 83人
(令和5年度)

- ・ 大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍で設定。

点字60頁中段

⑤ 就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援を利用

- ・ 国基本指針に基づき目標数値を設定。

点字60頁下段

⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上にする。

- ・ 国基本指針に基づき目標数値を設定。

点字61頁上段

4 地域生活支援拠点等の整備

61頁上段

- ・ 大阪市では、面的整備型を基本として整備を進めていきます。
- ・ 障がいのある人が地域で安心して生活するためには、相談支援体制やサービス基盤の充実が必要です。
- ・ 地域自立支援協議会等において、年1回以上の運用状況に検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

8 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要③

点字61頁下段

5 障がい児支援の提供体制の整備等

点字61頁下段

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

→ 引き続き、現状のサービス提供体制を確保

点字62頁上段

- 大阪市では、既に11か所の児童発達支援センター（そのすべてが保育所等訪問支援を実施）、別途43か所の保育所等訪問支援事業所あり。
- ※ 国基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置、全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。

点字62頁下段

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

→ 児童発達支援事業所は、引き続き現状のサービス提供体制を確保

→ 放課後等デイサービス事業所は、令和5年度末までに利用定員

→ 5人分の提供体制を確保

点字63頁中段

- 大阪府の基本的な考え方では、児童発達支援事業所は利用定員35人分、放課後等デイサービス事業所は利用定員100人分が必要。
- 大阪市では、既に24か所、利用定員183人の児童発達支援事業所あり。
- 放課後等デイサービス事業所については、既に28か所、利用定員178人であるため、今後5人分の提供体制を確保。
- ※ 国基本指針では、令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保。

点字64頁中段

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを139名配置する

点字64頁下段

- 大阪市では、既に協議の場を設置、引き続き関係機関の連携を図るための協議を行います。
- 医療的ケア児に関するコーディネーターについて、福祉サービス事業所に従事する職員を対象に実施するコーディネーター養成研修の修了者を139名配置することを目標とする。
- ※ 国基本指針では、令和5年度末までに医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置。

新 ※コーディネータの配置については新項目

8 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要④

点字65頁中段

新 6 相談支援の充実・強化等

点字65頁中段

各区の基幹相談支援センターによる、地域づくり・人材育成を担う相談支援体制の強化

点字65頁下段

- 大阪市では、各区に1か所設置した基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業者の後方支援を実施していますが、相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者が年々増加し、対象者の課題が複雑・多様化しています。
- 各区において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援の実施、人材育成による相談支援の質の向上、及び包括的な相談支援の実施に向けた連携強化の取組を行うためには、その担い手である各区の基幹相談支援センターの体制を強化する必要があります。

点字66頁下段

- 国基本指針に基づき、目標を設定する。
- ※ 国基本指針では、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保。

点字67頁上段

新 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築

点字67頁中段

① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。

点字67頁中段

② 不正請求等の未然防止や発見のため、大阪府及び審査事務を担っている市町村と連携する。

点字67頁下段

③ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府及び府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

点字68頁上段

- 府の基本指針に基づき、目標を設定する。
- 障がい者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- 不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

※ 国基本指針では、令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

8 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要⑤

点字69頁上段

サービス見込量

これまでのサービス利用実績等を踏まえ、今後3年間のサービス見込量を設定します。

○ 主な障がい福祉サービスの見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	点字69頁中段 17,599人	点字69頁下段 18,420人	点字70頁上段 19,421人
	月あたり利用時間	点字69頁中段 600,857時間	点字69頁下段 622,674時間	点字70頁上段 646,042時間
通所系サービス	月あたり利用者数	点字70頁中段 17,710人	点字70頁下段 18,064人	点字70頁下段 18,426人
	月あたり利用日数	点字70頁中段 288,971日	点字70頁下段 294,799日	点字70頁下段 300,759日
居住系サービス	グループホーム	点字71頁上段 3,201人	点字71頁中段 3,490人	点字71頁下段 3,805人
	施設入所支援	点字71頁上段 1,296人	点字71頁中段 1,291人	点字71頁下段 1,285人